

●香川県告示第430号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）による住居表示の実施に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、観音寺市の区域内の別図1に示す町の区域を別図2（次の表は、新町名の読み方及び区域を示す。）に示すとおり変更する旨、観音寺市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成22年11月15日からその効力を生ずるものとする。

平成22年10月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

新たに画する町の名称	新たに画する町の読み方	新たに画する町の区域
茂西町一丁目	しげにしちょう いっちょうめ	市道天神茂西線の北側線、市道茂西線の東側線、市道上松10号線の東側線、観音寺町字上松甲3227の2・同甲3227の1・同甲3229の2の南側筆界線、同甲3229の2の西側筆界線、同甲3228の1・同甲3230の3の南側筆界線、同甲3230の4・同甲3231の6・同甲3231の7・同甲3207の2・同甲3206の5の東側筆界線、同甲3206の5の南側筆界線、同甲3206の2の南側筆界線、県道観音寺池田線の北側線、観音寺町字茂木甲563の6・同甲638の15・同甲638の8・同甲638の9の東側筆界線、同甲638の13の北側筆界線、同甲638の13の東側筆界線、同甲638の13の北側筆界線、同甲638の13の東側筆界線、市道茂木茂西線の北側線、観音寺町字森ノ木甲678の6の東側筆界線、同甲675の12・同甲675の15の北側筆界線、同甲675の15・同甲675の1の東側筆界線、同甲675の1・同甲675の12の南側筆界線、同甲676の1の東側筆界線、同甲689の1・同甲689の2・同甲671の2の地先の道路の北側線、同甲672の3の北側筆界線、同甲670の3・同甲671の3・同甲696の3・同甲695の3・同甲694の5・同甲694の3・同甲701の3の東側筆界線、市道森ノ木6号線の東側線で囲まれた区域
茂西町二丁目	しげにしちょう にちょうめ	市道大小路橋岡西線の東側線、観音寺町字茂木甲563の2の南側筆界線、同甲563の4の東側筆界線、県道観音寺池田線の北側線、市道染川橋観中室本線の東側線、市道財田川左岸1号線の北側線で囲まれた区域
幸町	さいわいちょう	市道茂西線の北側線、市道茂西中央線の東側線、市道幸上市線の南側線、市道上松13号線の東側線、市道上松12号線の南側線、市道幸上市線の北側線、市道上松9号線の東側線、市道上松10号線の東側線で囲まれた区域

別図2

S=1:5000

